

# グループホーム シトラス高須 運営規程

## (事業の目的)

第1条 因島薬品株式会社が開設するグループホーム シトラス高須（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型生活介護の事業（以下「事業」という）は、要介護者（介護予防・要支援2含む）であって認知症の状態にあるものに対し、適切な認知症対応型生活介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム シトラス高須
- (2) 所在地 広島県尾道市高須町恋の水924-41

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名 (兼務)  
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する。
- (3) 介護従事者 16名以上  
介護従事者は、認知症対応型共同生活介護を提供する。

## (認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型生活介護の利用定員は、2ユニット 18名とする。

## (指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、

次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) 相談、援助等
- (5) 健康管理

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 介護保険給付1割、2割又は3割の自己負担とする。

- (2)

・家賃	55,000 円
・食費	45,000 円
・水道光熱	16,000 円
・管理費	27,000 円
・日常生活用品代	(実費)
・おむつ代	(実費)
・理美容代	(実費)
・イベント参加代	500 円

(3) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受ける。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、入居に当たって、次の事項に留意する。

- (1) 要介護又は要支援の認定を受け、なおかつ認知症を有する状態にある方
- (2) 少人数による共同生活を営める方

2. 入居に際しては主治医の診断書などにより認知症の確認を行う。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、消防計画等の防災計画のに基づき、年1回以上、避難・救出訓練を行う。

## その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保・研修等)

第10条 事業所は、介護従事者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- (3) その他の研修

(緊急時対策・協力医療機関等)

第 1 1 条 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力機関にて適切な措置を講ずる。

- 2. 入居者に健康上の急変が合った場合は、関係機関もしくは適切に医療機関と連絡を取り救急医療等の適切な措置を講ずる。
- 3. サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等の為、介護保険施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

(衛生管理等)

第 1 2 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密の保持)

第 1 3 条 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

- 2. 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約とする。

(記録の整備)

第 1 4 条 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、5 年間保管する。

(苦情の処理)

第 1 5 条 入居者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置事実関係の調査の実施、改善措置、入居者等に対する説明、記録の整備等必要な措置を

## 行なう

### (身体拘束の禁止)

第16条 入居者へのサービス提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為は行わない。

1) 緊急やむを得ない場合とは、

- ・切迫性：入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の入居者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由等を身体拘束廃止委員会等のチームで検討確認し記録する。

### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 入居者の人権の保障、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- 2) 虐待防止のための指針の整備
- 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4) 適切に措置を実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

### (ハラスメント対策の強化に関する事項)

第18条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

### (損害賠償)

第19条 入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに

損害賠償を行なう。

2. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(調査への協力)

第20条 入居者の心身の状況を踏まえ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(掲示)

第21条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(地域との連携)

第22条 運営推進会議を概ね2ヶ月に1回、開催し広く地域との連携を図る。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第24条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団杏愛会高橋医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。